

行田市の学童保育室保育料について

【現状】

- ①児童1人につき月額7,000円の学童保育室保育料をご負担いただいている。（おやつ代は別）
- ②生活保護世帯は無料。

【検討事項】

- ①今後も、学童の入室児童の増加が見込まれる。兄弟姉妹での入室又は経済状況が厳しい家庭もとまどうことなく利用できる料金体系を検討する必要がある。
- ②就労家庭向けの保育サービスであることを鑑み、受益者負担の観点から保育料を負担いただいているが、保育料の妥当性を検討する必要がある。

【目指すべき方向性】

多子世帯や経済的に厳しい家庭が気軽に利用できる軽減制度などを創設するとともに、受益者負担の原則から適正な保育料を設定する。



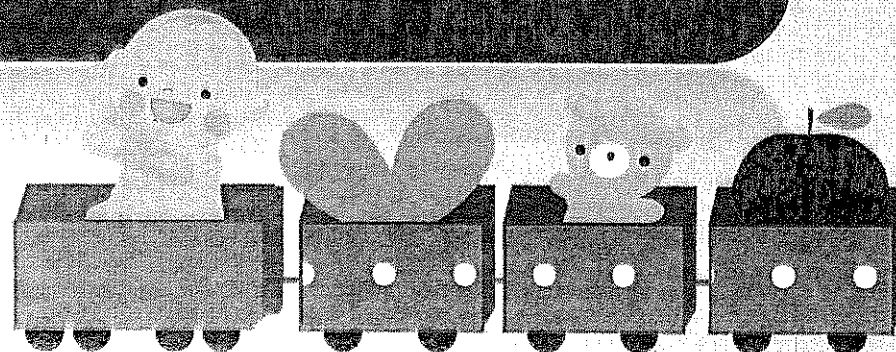
どのような軽減や減免制度が想定されるのか

【想定できる軽減及び減免（案）】

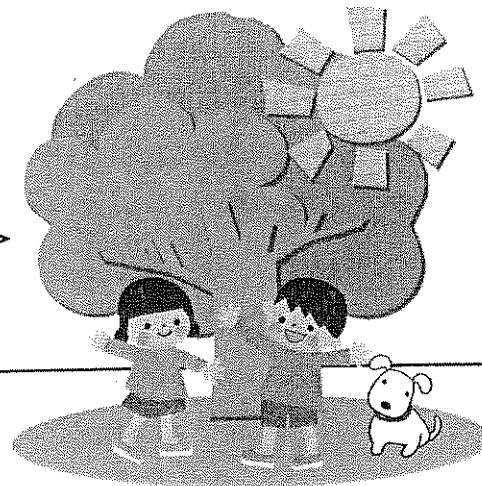
- 全額免除
- 半額免除

【対象とする世帯（案）】

- 低所得及びひとり親世帯等
 - ・ 市民税が非課税の世帯
 - ・ 市民税が均等割額のみ課税となっている世帯
 - ・ 婚姻によらずひとり親となった世帯
- 多子世帯
 - ・ 兄弟姉妹で2人以上入室している世帯



学童保育料「7,000円」 の設定根拠を教えてください！

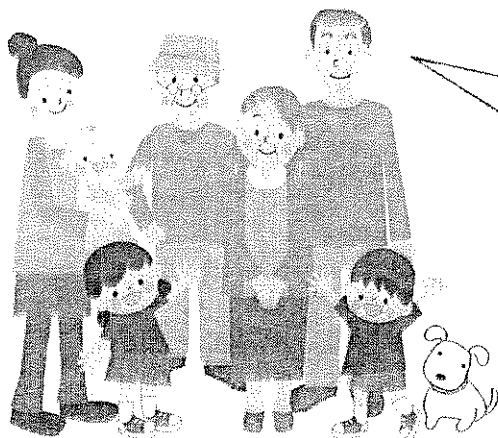


平成19年度までは、所得階層に応じて保育料を徴収していましたが、平成20年度以降は、一律の保育料を徴収することとしました。
なお、7,000円の根拠については、当時、学童保育室に入室している児童1人あたりの1ヶ月に係る経費が約14,000円であったことから、この経費の半額を保護者にご負担していただくこととしたものです。

【参考】

平成25年度…児童一人あたりの運営経費 月額18,616円

平成27年度…児童一人あたりの運営経緯 月額19,227円



今後の方向性は？

保育料の変更は速やかに対応したく、子ども・子育て会議委員の皆様の御意見をお聞きしたいと考えています。また、委員の皆様には、一例として、下記のパターンを提示させていただきます。

区分	学童保育料
生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	無料
学童保育料	7,000円

区分	学童保育料
生活保護世帯	無料
市民税非課税及び 均等割課税世帯	無料
学童保育料	7,000円～ 9,000円
第2子以降	半額

区分	学童保育料
生活保護世帯	無料
市民税非課税	無料
学童保育料 (所得階層)	C1～C5 5,000円 C6～C9 7,000円 ※保育料の利用者負 担額表の階層区分 C10～ 9,000円
第2子以降	半額



【参考】保育園の保育料は
どうなっているの？

- ①生活保護及び市民税非課税世帯
- ②市民税均等割のみ課税世帯（C 1 階層）
- ③多子世帯（※ 1）
- ④ひとり親家庭等（※ 2）

無料

5,000円

第2子目は 「半額」

第3子目以降は 「無料」

第1子目は 「半額」

第2子目以降は 「無料」

（※1）年収約360万円未満相当の多子世帯も対象になるよう、
平成28年6月議会でご審議いただいております。

（※2）年収約360万円未満相当のひとり親世帯等も対象になるよう、
平成28年6月議会でご審議いただいております。

行田市の利用者負担額表（2号3号認定のみ）

※1号認定についてはお問い合わせください。

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層	定義	2号(満3歳以上児)		3号(満3歳未満児)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法(平成25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0	0	0	0
C1	A階層を除き、現年度分市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 5,000円未満	7,500	7,300	9,500 9,300
C2		5,000円以上 30,000円未満	8,500	8,300	10,500 10,200
C3		30,000円以上 48,600円未満	10,100	9,800	11,500 11,200
C4		48,600円以上 60,000円未満	13,000	12,700	15,000 14,700
C5		60,000円以上 76,000円未満	17,000	16,600	18,900 18,500
C6		76,000円以上 97,000円未満	20,500	20,000	22,800 22,300
C7		97,000円以上 114,000円未満	24,300	23,800	26,700 26,100
C8		114,000円以上 130,000円未満	24,700	24,200	31,500 30,800
C9		130,000円以上 169,000円未満	25,200	24,600	35,700 34,900
C10		169,000円以上 225,000円未満	25,700	25,100	43,900 43,000
C11		225,000円以上 258,000円未満	25,900	25,300	47,500 46,500
C12		258,000円以上 301,000円未満	26,100	25,500	49,900 48,900
C13		301,000円以上 330,000円未満	26,500	25,900	52,200 51,100
C14		330,000円以上 361,000円未満	26,800	26,200	52,900 51,800
C15		361,000円以上 397,000円未満	27,000	26,400	53,400 52,300
C16		397,000円以上	27,500	26,900	55,000 53,900

備考

- 1 「2号(満3歳以上児)」とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳以上の児童をいう。
- 2 「3号(満3歳未満児)」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても当該年度に限り満3歳未満児とみなす。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 「現年度分市町村民税額」は、入所する日の属する月から4月から8月までの場合においては、「前年度分市町村民税額」と読み替える。
- 5 小学校教育前の範囲において、保育所、幼稚園又は認定子ども園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目以上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。